

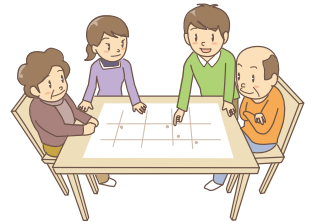
## 第5次小郡市総合振興計画を1年延長し、令和3年度に第6次小郡市総合振興計画を策定します

申問 経営戦略課政策推進係(本館2階) ☎72-2111 ☒73-4466 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

市は、まちづくりの長期的な指針となる第6次小郡市総合振興計画(以下「第6次計画」)を令和2年度に策定する予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の皆さんの価値観や社会経済情勢が変化しているため、第5次小郡市総合振興計画の計画期間(平成23年度～令和2年度)を令和3年度までに1年延長し、令和3年度に第6次計画を策定します。

### ー第6次計画の策定に向けてー ワークショップ「小郡市の未来を語ろう！」参加者募集

第6次計画の策定に向けて、これまでの10年間を振り返り、今後の小郡市に何が  
必要か意見を聞くため、ワークショップ「小郡市の未来を語ろう！」を開催します。  
ぜひ参加して、皆さんの率直な意見をお聞かせください。  
※感染症の状況により、内容を変更する場合があります(ウェブ会議など)



- 日時** 6月27日(日)／午後1時30分～4時30分  
**会場** 大原きぼうの森館  
**対象** 令和3年4月1日現在、満18歳以上で、市内に在住・在勤・通学している人など  
**内容** 4班に分かれ、班ごとに次のテーマで話し合います  
**テーマ** ①防災(治水)、土地利用  
 ②農業、商業、観光  
 ③新たな感染症対策、高齢者福祉  
 ④子育て支援、学校教育

- 定員** 12人  
 ※応募者多数の場合は、男女・年代別に選考  
**応募方法** 応募用紙を持参・ファクス・郵送  
 ※4つのテーマのうち、参加を希望するテーマがある場合は、応募用紙に明記してください  
 ※応募用紙は、窓口または市ホームページ(ホーム▶市政情報▶計画・行革・広域行政▶第6次小郡市総合振興計画)で取得できます  
**応募締切** 5月28日(金)必着

## 株式会社博多大丸を九州探検隊アンバサダーに認定しました

問 商工・企業立地課商工観光係 ☎72-2111

4月5日、市は株式会社博多大丸(福岡市)を「九州探検隊アンバサダー」に認定しました。今後、大丸福岡天神店の顧客層である福岡都市圏を中心に、小郡市の特産品や四季折々の見どころの発掘、発信について連携・協力していきます。

### 九州探検隊とは

九州探検隊は、食や工芸、伝統、文化などの情報を発掘・発信し、九州全体の活性化をめざすために、株式会社博多大丸が立ち上げたプロジェクトです。



## 令和3年経済センサス活動調査にご協力ください

問 人事法制課法制係 ☎72-2111

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサス活動調査」を実施します。この調査は、全国の企業、事業所などを対象に、売上高などの経理項目（令和2年1月1日～12月31日の1年間の実績）の把握に重点を置いて実施します。

5月中旬に調査員が企業・事業所に直接配布、または調査票を郵送しますので、ご協力をお願いします。



## 経済センサスー活動調査とは

国のすべての産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を全国的・地域別に明らかにすることを目的に行う調査です。

## 結果の活用

結果は、国と地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

## 回答方法 インターネット、郵送

★インターネット回答を推奨しています。インターネットでの回答は、安心のセキュリティ、いつでも回答できるなど、たくさんのメリットがあります。ぜひご利用ください。

## 回答期限

調査員が配布する調査票：6月8日(火)

国が郵送する調査票：

郵送する調査書類によりお知らせします

## 小郡学の受講者を募集します

申 問 経営戦略課政策推進係 ☎72-2111 ☎73-4466 ✉kikaku@city.ogori.lg.jp

久留米大学との官学連携の取組として、小郡市の歴史や観光、未来を語る講座(全4回)を市指定文化財・旧松崎旅籠油屋で開催します。

## 日時・講座内容

日時	講座内容	講師
7月3日(土) 午後1時30分～3時	歴史から見た小郡市の可能性	小郡市長 加地良光
7月10日(土) 午後1時30分～3時	小郡市と地方創生 ～小郡市に若者を呼ぶためには～	久留米大学講師 松下愛さん
7月17日(土) 午後1時30分～3時	小郡の古代史1	久留米大学名誉教授 大矢野栄次さん
7月24日(土) 午後1時30分～3時	小郡の古代史2	

会場 旧松崎旅籠油屋

定員 12人(抽選)

受講料 無料

申込方法 電話・ファクス・Eメールで、①郵便番号②住所③氏名  
④電話番号をお知らせください

※表題に「小郡学申込」を明記してください

申込締切 6月18日(金)必着

※申込者全員に6月下旬ごろ結果を通知します

## 健康診査のご案内

健康課健康推進係 ☎72-6666

対象者のいる世帯へ4月下旬に「小郡市健康診査のご案内」を送付しています。詳しくはそちらをご覧ください

がんや糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病は、初期に自覚症状がなく、症状が出て病院へ行ったときには、病気が進行してしまっていることがあります。病気を早期に発見するため、定期的に健(検)診を受けましょう。集団健(検)診は6月から、個別健(検)診は7月から始まります。

※健診会場では感染症対策を実施します

### 健診の種類・対象者・自己負担金・受診場所

種類	対象者	自己負担金	受診場所
特定健康診査	40～74歳の 小郡市国民健康保険加入者 ※個別に案内を送付します	500円(3年以上 連続受診者は3 年目以降無料)	あすてらす(集団健診) または指定医療機関
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療保険加入者		あすてらす(集団健診)ま たは後期高齢者医療広域 連合が指定する医療機関
若年者健康診査	職場などで受診機会がない 20歳、25歳、30歳、35～39歳の人	500円	
胸部検診(結核・肺がん)	40歳以上の人		
大腸がん検診			
前立腺がん検診	50歳以上の男性	1,000円	あすてらす(集団健診)
肝炎ウイルス検診	今までに受診したことがない 40歳以上の人	500円	
胃がん 検診	①胃部X線検査	40歳以上の人	1,000円
	②胃内視鏡検査	50歳以上で偶数年齢の人 (①②どちらかを選択)	2,500円
子宮頸がん検診	20歳以上の前年度未受診の女性	1,000円	あすてらす(集団健診) または指定医療機関
乳がん検診 (マンモグラフィ)	40歳以上の前年度未受診の女性		あすてらす(集団健診)

※年齢はすべての健(検)診で令和4年3月31日時点です

**申込方法** 集団健(検)診は、完全予約制(肝炎ウイルス検診を除く)です。  
申込書または電話で予約してください。

#### 申込書による申込

申込書を「すこやか健康事業団健診予約センター」に郵送(申込書・返信用封筒は、案内に同封しています)  
※申込書は次の場所にも設置しています  
健康課(あすてらす内)、国保年金課(市役所本館1階)  
生涯学習センター、各校区コミュニティセンター

#### 電話による申込

**予約専用電話** 0120-692-278  
**受付時間** 午前9時～午後5時  
(土日祝日、お盆、年末年始を除く)

## 小郡市競争入札参加資格審査申請

申問 財政課契約監理係(本館2階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

6月1日から競争入札参加資格審査申請の受付を開始します。

**受付期間** 6月1日(火)~30日(水)

**対象** 市内・市外の①建設業者②建設工事付帯業務事業者(コンサルタントなど)③物品購入・役務提供関係事業者

**提出書類** 申請要領を参照

※申請要領は、窓口で配布するほか、市ホームページ(市政情報▶入札情報▶令和3年度競争入札参加資格審査申請)から取得、郵便請求もできます

**申請方法** 郵送のみ

**申込締切** 6月30日(水)必着

## ブロック塀等の撤去費を補助します

申問 都市計画課建築指導係(西別館2階) ☎72-2111

市は、地震発生時のブロック塀など(コンクリートブロック・レンガ・石などで作った塀)の倒壊や転倒による事故を未然に防止するため、ブロック塀などを撤去する工事に対し、補助金を交付します。

**対象** 次の全ての要件を満たす人

- ・市内にあるブロック塀の所有者
- ・市税などの滞納が無い人
- ・過去にこの補助金を受けていない人

**対象工事** 道路に面しており、道路面または地盤面からの高さが1メートル以上のブロック塀を全て撤去する工事

※部分撤去も対象となる場合がありますので、お問い合わせください

**補助額** ブロック塀の撤去に要する費用の50%に相当する金額で、上限109,000円

※詳しくは、市ホームページ(ホーム▶暮らし▶住まい▶小郡市ブロック塀等撤去費補助金)をご覧ください

**申込方法** 工事着手前に、申請書や撤去するブロック塀の全体が分かる写真などを提出

## 木造住宅耐震改修工事費を補助します

申問 都市計画課建築指導係(西別館2階) ☎72-2111

住宅の耐震化を促進するために、昭和56年以前に建てられた木造住宅のうち、耐震診断で一定の評価がされた住宅の耐震改修工事費を補助します。

**対象** 次の全ての要件を満たす人

- ・市税などの滞納が無い人
- ・過去にこの補助金を受けていない人

**対象住宅** 市内の木造住宅で次の全ての要件に該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・地階を除く階数が2以下であるもの
- ・耐震診断を行い、上部構造評点が1未満のもの
- ・建築基準法と関係法令の規定に違反していないもの

**対象工事** 対象住宅の、住宅の用に供する部分の耐震改修工事

**補助額** 60万円を上限に、次のいずれか低い金額

- ・対象工事費50%
- ・対象工事の延べ床面積に1平方メートル当たり32,600円を乗じて得た額の50%

**申込方法** 工事の契約前に事前協議し、交付申請書を提出

※予算の範囲内で補助を行うため、申請前にご相談ください